

媒介契約書の特約事項等に基づき 固定資産評価証明書等の交付申請 をされる場合の留意点

1. 媒介契約書は原本をご提示ください。
2. 媒介契約書の特約事項等に証明書の取得又は課税台帳の閲覧に関する委任事項が記載されていない場合は、発行できません。
また、名寄帳については、媒介契約書の特約事項等に委任事項が記載されていても発行できませんので、別途委任状を提出してください。
3. 媒介契約書は有効期限内に限ります。契約が更新されている場合は、別途その旨を約した書類(更新書等)を提示ください。
4. 本人確認書類に加えて従業員証(名刺は不可)をご提示ください。
5. 所有者が亡くなり媒介契約を締結した依頼者が相続人の場合は、所有者の死亡が確認できるもの(戸籍謄本等)及び相続人と確認できるもの(戸籍謄本等)をご提示ください。